

京都市消防局訓令甲第2号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防署組織規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

京都市消防局長 山内博貴

第8条第1項消防課の項第2号中「建築物に関する同意事務並びに」を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)